

クラブとクラブの友好について

ガバナー 津田佐兵衛



クララルンブルでリハビリ棟の増呈式場で
右からマレーシア神社大臣、津田ガバナー、中平日本大使

ロータリークラブの特徴は三つあります。それは職業分類、テリトリー、ローテーションであります。現在はこの三つの特性も次第に緩和され、会員増強と新クラブを造る拡大に重点が移って参りました。しかし、それはロータリアンが増加する程、増強、拡大が困難になりますので、それに対応して実施方法が次第に変更されて来たもので、ロータリーも時代に合わせて進化する……という現象であります。

しかし、大切な事は決して、これ等の特徴がなくなったのではなく、又目的が変更されたのでもありません。ロータリーの目的の一つは会員どうしの友好親睦であります。職業分類の目的は一般社会に於ける利己心と競争心を出来る限り浄化して、友情を深めることにあります。同業者が増加することは時とし

て私企業間の競争心をロータリーに持ち込むことがあります。それに反して異業種間の交流は友情を深め、知識を交流し、地域全体の発展に貢献出来ます。

第二にテリトリーの問題ですが、これはクラブの奉仕の守備範囲を明示したもので、このテリトリー内で会員を募集し、奉仕活動を行うことが原則であります。これによって各ロータリークラブの独立した運営と責任が明確になります。更に大切な事はテリトリーによってロータリークラブが全て平等な立場で、クラブ対クラブの交遊が出来ます。又この原則は他のテリトリーに不当な侵略をして、会員増強をすることによるトラブルをさけるためでもあります。隣接クラブから会員を入会させる事は出来ませんが、これはあくまでテリトリーを尊重し、双方の職業分類を検討し、

有無相通じるような方法で行うべきで、クラブ間の友好を損ねぬためにテリトリーがあるという大きな基本目的を忘れてはなりません。これについては多くのクラブで誤解がありま

すので、特に質疑応答の形で後述してみたいと思います。

第三番目のローテーションであります。この原則は会員の年令や社会的地位、或いはロータリー歴の長短等による異和感をなくし、誰もが平等な交遊と奉仕活動を行えるような雰囲気を作ることにあります。又これによって、会員の全員が洩れなく交替して奉仕の修練を行うことが出来ます。元来ロータリーの奉仕は、奉仕そのものの効果よりも、ロータリーの「奉仕に心を向けること」「奉仕の実習をすること」がねらいであります。同じ奉

仕を、同じ人間が毎年繰返していることは、例え相手方の要求があるにしても出来る限りさけるべきでしょう。奉仕の冒険とゆう言葉があります。私共は新しい奉仕活動に、次々と冒険してチャレンジするのが本来の姿勢であります。蛇足になりますが、同じ人が二年又は三年同じ委員会に止まる場合がいくつかあります。又同じ事業が相手方や、クラブ内の委員が交替した状態でもう一度繰返し実施される場合があります。又当初から二年、三年、五年等長期にわたる計画があります。これ等は単なる例外ではなく、ちゃんとした理由があつて実施される繰返し、或いは長期プログラムでありますから、それなりに御理解を戴きたいと思ひます。

さて、クラブ間の友好を増進するには先づ

Q 各クラブには定款にそのクラブの「地域限界」というものが定められています。それが一九八三年の規定審議会の改正によつて

入会の資格条件としてあまり意味がなくなつてしまつたと思ひますが、現在のところ「地域限界」にはどんな意味を持っているのでしょうか。

A お答えします。皆様は仰せの通りお感じのことと思ひます。

(1) この「地域限界」に関しては、規定審議会で一九七七年以降三回に渡つて次の様に改正が行われて参りました。

①一九七七年規定審議会において改正

クラブの正会員はすべてそのクラブで分類された職業に自ら現実に携わつており、その事業場、又は住居がそのクラブの区域限界内にあるを要するという原則一本であつたのが、その会員がそのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなつた場合の救済措置としてその会員が一つ又は幾つかのクラブで五年以上正会員であつた人は、その人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区内、又は隣接クラブの区域限界内であればその正会員の身分を

先に述べた職業分類と、テリトリーの原則を正しく理解する事が基本であります。最近会員増強を行う事に専念するあまり、あたかも自クラブのテリトリーが隣接クラブまで包含されたような感違ひをした会員勧誘が行われる事例があります。

職業分類と、テリトリーの原則から判断すれば、隣接クラブから会員を入会させる事は出来ませんがそれには条件があります。

クラブとクラブの友好をはかるには、この原則を理解して双方が紳士的につき合う事が優先します。その上で、クラブとクラブの同好会等の交遊が行われれば、ロータリアンの友情が一層深まると思ひます。

御参考の為にテリトリー遵守の原則を例をあげて御説明申し上げます。

保持できることとなつた。

②一九八〇年規定審議会において改正

上記①による五年以上正会員在籍という条件が排除され、入会後間もなく事業場や住居の変更を生じてその人は正会員の身分を保持できることとなつた。

③一九八三年規定審議会において改正

本人がクラブにおいて分類される職業に自ら現実に携わつており、その人の事業場または住居がそのクラブの区域限界内は勿論、クラブの存在する市の行政区内、又は直接に隣接(地続き)するクラブの区域

境界内にあることが、入会、会員の身分保持に関係なく共通の条件とされた。

(2) そこでロータリーの奉仕の理想の考え方を、この地球上に広く普及浸透を計り、実践活動として具体化させてゆくためには、国際ロータリーのためみない拡大発展が求められます。その為には国際ロータリーの組織の一員である全世界の地区に存在する各ロータリークラブのためみない増強、そして新クラブの誕生が求められます。

ここで大切な事は、ロータリーの原点である「親睦から奉仕が生まれる」という奉仕の源泉である「親睦」を生み出すその基になるのは、ロータリーの独特な会員制度に帰するということとす。つまり、各クラブには一定の区域境界を定め、その地域にある事業所を網羅して職業分類し、その分類の中から一業一会員主義で会員を選ぶという原則です。この場合大都会或いは産業の集中した地域では豊富な人材が多過ぎて吸収することが不可能となるためにアデイショナル正会員やシニヤアタイプ会員制度が加えられておりますが、それでもなお所定地域境界のクラブとしては吸収できないという現象も生じます。また、その逆に地域性から見て職業分類最低40を設定しても、事業所や住居条件からは充填の見込みがなく、ロータリー活動に支障を生じない範囲で地域境界をはみ出して市行政区区域内とか直接隣接するクラブの区域境界内のごころまで求める範囲を拡大して人選するという

ことになるわけです。その様なことで一九七七年、一九八〇年、一九八三年と3回に渡って規定審議会でいわゆるテリトリ条件緩和の方向での改正が行われたと申せましょう。(3) しかれば、現在「地域境界」というものをどう考えるかですが、概ねつぎの様な意義が見い出せるかと思えます。

- ① ロータリークラブ結成のための場所である。
- ② 社会に貢献する各種事業、専門職務に携わる人が充分存在する場所である。
- ③ その人の事業場、又は住居がその場所内あるいは近接している。
- ④ ロータリークラブとして活動できる適当な広さの区域である。
- ⑤ ロータリーの理想と原理を地域的に均衡を保ちつつ推進して行くのに不都合が生じてきた場合には、RIの承認の基にその区域境界を割譲、又は共有という調整の必要も生ずることがある。
- ⑥ 各ロータリークラブの職業分類表は、そのクラブの地域境界のすべての事業及び専門職務活動を網羅して設定されたものである。
- ⑦ ロータリークラブは事業場、又は住居がクラブの区域境界内もしくはクラブが所在する市の行政区内、又は直接に隣接するクラブの区域境界内にある人を会員として入会させ、あるいは又その会員身分を存続させることができる。

リトリを存続し、地域の実情に合わせた奉仕活動を行っている日本においては、各クラブの会員増強は当然クラブのテリトリ内の会員を優先すべきであると思えます。もし職業分類を充填した後に良い会員候補が見つかった時は、進んでその職業分類がオープンされている隣接クラブにその会員を推薦すべきでしょう。

クラブ間の合意書(試案)

一九八三年規定審議会改正に伴う
ロータリークラブの区域 (Territory)
運営に関する合意書(案)

当クラブは、一九八三年規定審議会改正に伴うロータリークラブの区域 (Territory) の拡大適用についてロータリー精神に則り相互に協調して、次の通り運営することを基本的に合意する。

1. ロータリーの基本は個々のロータリー

ンがロータリー綱領を実践するにあたり、今後更にロータリーの生成発展をはかるためにはクラブの運営にあたってより広く奉仕の理想に結ばれる可能性を持つと考えられる埋もれた実業人、専門職業人の入会の道を拓き、機会の拡大をはかる必要がある。

2. 今日の社会・経済の広域化時代に対応しロータリーは会員の質的低下をもたらさないため増強、一人一業の職業分類の原則と均衡のとれた会員組織の維持発展、これらを両立させてゆく為、クラブの区域 (Territory) 認識についても漸次変化をみてきた。今回、更に一歩を進めてクラブ間の良識ある合意にもとづくクラブ運営を期待しつつ、節度ある会員の増強、ひいてはロータリーの発展を目的としてクラブの区域境界に対する認識について弾力的要素が加えられたものと解する。

新クラブの結成、拡大により隣接クラブの相互発展を期し、クラブの区域境界を同一とする場合もまた同じである。

3. 従ってクラブの区域 (Territory) 拡大適用の運営については、関係クラブ間の上記相互基本理解とロータリー組織における協調が必要不可欠である。

我々 RCとして、今回改正趣旨の上記統一的基本理解のもとに今後、日本的ロータリークラブへの成長を目指し、ク

そこでクラブが正会員候補者を審査するに当たってはクラブ定款第二条並びに第五条第三節により、その候補者の事業場ないし住居条件について検討を行なうこととなる。この場合他の条件が同等であるならばクラブとしては予定の該当職業分類にクラブ定款第二条に定めるクラブ地域境界内から現実携わっており、又その事業場をクラブの区域境界内にもつ候補者を優先させなければならぬというルールがある。ご理解頂けたでしょうか。

Q 一九八三年(83-124)規定審議会での国際ロータリー定款第四節第三節(標準クラブ定款第五節第三節)でのクラブの区域境界についての改正は、従来の各クラブのテリトリ原則が大きく崩れたように思えます。特に新会員候補者が各クラブ間で一種の「とり合い現象」を生じ、好ましくない傾向がみられます。地区として、更に日本のロータリーとしても一歩進んでRIとして、その運営基準を明確に示して頂けないでしょうか。

A (1)このRI 83-124の決議は隣接テリトリ内、又は同一行政区内から会員を入会させる事を認めた規定で、その目的は会員の増強にあります。

(2) 会員増強に頭打ちの状態の国々では、テリトリの緩和により増強への新しい道を開こうとする事は止むを得ないとしても、テ

ラブの区域 (Territory) 拡大適用について、次の通り運営するものとする。

〈運営要項〉

1. (クラブ定款に定める区域境界の原則尊重)

現在、各クラブ定款に定めるクラブの区域境界の原則は、あくまで尊重するものとする。

2. [区域境界の拡大適用の承認の範囲] その本旨に則り次の場合に限り関係クラブはその円満な合意にもとづき、クラブ区域境界外からの入会、又はクラブ区域外への入会を承認することができる。

「a」 次の各号をすべて満足する場合

(1) 当該クラブがその職業分類上、会員組織の均衡維持の為、自クラブの区域境界内から未充填職業分類該当適格候補者を求めることが極めて困難な事情にあるとき。

(2) 当該クラブがその区域境界外の市内、又は直接に隣接するクラブの区域境界内に前号未充填職業分類該当適格候補者を見い出しかつその候補者の事業場、又は住居の所在する該当区域クラブ側においてはその者の職業分類が既に充填済みのため入会の余地なく、他クラブへの入会について推選の意志が示されるるとき。

(3) かかる当該クラブ区域境界外からの入会、又はクラブ区域境界外への入会

を承認合意することが、相互にクラブの発展にとって望ましいと双方クラブ理事会が判断したとき。

《b》その他前記基本理解に則り、その実施がロータリーの発展に役立つとの関係クラブ理事会の合意が完全になされた場合。

3. [関係クラブ間合意手続]

前項関係クラブ間理事会の合意手続は、その円滑な運営を期するため別に定める所定用紙を用い、必ず文書によるものとする。

ロータリークラブ
会長 殿

ロータリークラブ
会長 印
幹事 印

当クラブは、1983年規定審議会改正に伴うロータリー・クラブの区域(Territory) 運営に関する合意書」にしたがい、当クラブ区域限界該当の下記会員候補者が貴クラブに入会されることを承諾し、かつ推薦します。

記

職業分類 当クラブ充填済
会員候補者 年 月 日生
勤務先
職 名
勤務先の主たる職業
勤務先住所
自宅住所

理事会審議承認日 年 月 日
以上